

寝屋川市みんなのまち基本条例 改正案・現行(規定)対照表

No.1

改 正 案	現 行
(前文) 第１段落～第４段落（略） 私たちは、人類共通の願いである恒久平和と<u>持続可能な社会</u>が広く世界に築かれることを望み、 人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。 私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、<u>多様性を認め合い</u>、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。	(前文) 第１段落～第４段落（略） 私たちは、人類共通の願いである恒久平和と<u>持続的な発展が可能な社会</u>が広く世界に築かれることを望み、 人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。 私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに_____、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

改正

追加

改 正 案	現 行
(安全・安心の向上) 第6条 市民は、自然災害、犯罪、<u>健康危機</u>等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。 2 行政は、自然災害、犯罪、<u>健康危機</u>等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力、<u>健康危機対応力</u>等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。 (個人情報の保護) 第9条 行政は、<u>個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため</u>、個人情報を適正に取り扱わなければならない。	(安全・安心の向上) 第6条 市民は、自然災害、犯罪_____等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。 2 行政は、自然災害、犯罪_____等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力_____等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。 (個人情報の保護) 第9条 行政は、<u>個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため</u>_____、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

追加

改正